

1 目的と基本的考え方

1-1 目的

県では、景観条例を制定して、県民・事業者との協力のもとに積極的に県民の誇りとなる優れた景観を保全し、修復し、新たな景観を創造するための施策に取り組んできたが、新たに制定された景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）を受け、市町村、県民、事業者との協働による景観づくりをより一層効果的に推進するための指針となる「晴れの国おかやま景観計画」を策定するものである。

1-2 基本的考え方

景観計画の策定に当たっては、これまでの自主条例による取り組みを精査し、「必要なもの」「見直しの必要なもの」「必要の無くなったもの」「新たに必要なもの」に分類した上で、景観形成のために必要な所要の措置を総合的に定めることとする。

具体的には、景観条例の仕組みは基本的に継承するとともに、届出・勧告を基本とする規制誘導に加えて、景観形成基準の建築物等の形態意匠の制限に適合しない場合は、実効性を確保するため、変更命令等の対象とする。

また、景観形成のガイドラインを示すことにより、市町村の景観行政の取り組みを積極的に支援するとともに、県土全体の景観形成の整合性を図ることとする。

さらに、NPO等との協働や関係部局との連携により、県民の景観意識の啓発や主体的活動を支援する体制を確立する。

